

# 山梨県公報

第二千二百六十号

平成二十四年

九月十日

月 曜 日

## 目次

### 告示

保安林の指定の解除.....五〇七

### 公告

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定.....五〇七

指定保安林の所在不分明通知(二件).....五〇七

指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件).....五〇八

甲府都市計画の変更案の縦覧(二件).....五一〇

## 告示

### 山梨県告示第三百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年九月十日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

- 一 笛吹市石和町上平井字午新田一〇七八の二(次の図に示す部分に限る。)、一宮町国分字才光坊一七四の二・一一七七の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一宮町坪井字北権現堂一八八四の四・一八八四の五・一八八七の一・一八八七の五・一八八八の一・一八八八の二・一八八八の四・一八九一の二・一八九一の五(以上二〇筆について次の図に示す部分に限る。)、一八八四の七、一八八四の二三、一八八七の六、一八八七の一

(二) 保安林として指定された目的

水害の防備

(三) 解除の理由

公園用地とするため

二 (一) 解除に係る保安林の所在場所

笛吹市一宮町国分字才光坊一七四の二・一一七七の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(三) 解除の理由

公園用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成二十四年九月十日

山梨県知事 横 内 正 明

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
富士デンタル クリニック	山梨県中巨摩 郡昭和町清水 新居二九二番 地オークラタ ウン一階	一九三〇八〇 一一九三	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成二十四年 八月一日

● 指定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十二条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山梨市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年九月十日

一 指定保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定保安林の所在場所	通知の相手方
山梨市三富上釜口字上之山一〇一六の二、一〇一六 〇三三	廣瀬龍護

二 指定の目的  
水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 指定保安林の告示

平成二十四年八月七日農林水産省告示第九百五十九号

● 指定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年九月十日

一 指定保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢三三九二の一	深澤すゑ子

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 指定保安林の告示

平成二十四年八月七日農林水産省告示第九百六十号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を小菅村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年九月十日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
北都留郡小菅村字御堂街道四二〇	守重亀吉
北都留郡小菅村字釜土沢七一八（次の図に示す部分に限る。）	船木庄武
北都留郡小菅村字笹畑八四〇・八四九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	奥秋松次郎

北都留郡小菅村字笹畑八五一（次の図に示す部分に限る。）	奥秋官平
北都留郡小菅村字笹畑八五八（次の図に示す部分に限る。）	奥秋栄蔵
北都留郡小菅村字玉川二四四三の二	加藤尚明
北都留郡小菅村字タンノカヤ二八三六の内二（次の図に示す部分に限る。）	亀井志げの
北都留郡小菅村字タンノカヤ二八四七	岡部彦兵卫
北都留郡小菅村字タンノカヤ二八五〇（次の図に示す部分に限る。）	奥秋権右卫門
北都留郡小菅村字山沢入三六七八（次の図に示す部分に限る。）	木下大吉
北都留郡小菅村字山沢入三六八一	山崎豊吉
北都留郡小菅村字山沢入三七〇九（次の図に示す部分に限る。）	船木勲作
北都留郡小菅村字山沢入三七一四の内一（次の図に示す部分に限る。）	船木喜市郎
北都留郡小菅村字腰越四〇八九（次の図に示す部分に限る。）	古家清十郎
北都留郡小菅村字腰越四〇九〇（次の図に示す部分に限る。）	古家嘉市
北都留郡小菅村字菅平五八三六	清水彦六
北都留郡小菅村字鯨沢五八五六（次の図に示す部分	木下金太郎

北都留郡小菅村字橋立向五九一七（次の図に示す部分に限る。）	古家市太郎
北都留郡小菅村字川久保向六〇四四（次の図に示す部分に限る。）	古菅嘉平
北都留郡小菅村字川久保向六〇四九（次の図に示す部分に限る。）	藤木松次郎
北都留郡小菅村字宮川六二二三の一・六二二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	古菅五郎兵卫
北都留郡小菅村字宮川六二二三の三（次の図に示す部分に限る。）	木下善吉

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。(一)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示  
平成二十四年八月十六日山梨県告示第三百号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、

通知の内容を小菅村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年九月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
北都留郡小菅村字小米沢三八六、三九六	守重郁夫
北都留郡小菅村字神樂五〇〇の内二	古家博敏
北都留郡小菅村字大六天三五五七の一	船木吉行

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

小菅村（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年八月十六日山梨県告示第三百一十号

● 甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を

変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年九月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

甲府都市計画道路

(三・四・三十二号 新環状・緑ヶ丘アクセス線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県国土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

甲府市宝二丁目八番十九号 甲府市都市計画課

四 縦覧期間

平成二十四年九月十日から同年九月二十四日まで

● 甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年九月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

甲府都市計画公園

(六・五・二号 緑ヶ丘運動公園)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県国土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

甲府市宝二丁目八番十九号 甲府市都市計画課

四 縦覧期間

平成二十四年九月十日から同年九月二十四日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番